

店舗家賃の助成対象を拡大し 受付期間を延長します

1か月分の家賃(上限35万円)の8割相当額を助成する熊本市緊急家賃支援金について、対象を拡大しました。**申請は1回のみです**。すでに本制度の助成を受けた店舗は申請できません。

拡大対象 本市に所在する店舗を賃借し営業している中小・小規模事業者で、緊急事態宣言に伴い**自主的に休業**または**時間短縮営業**した店舗(県外に本社がある事業者は除く)

| 休業要請施設 | 時間短縮要請 食事提供施設 (宅配等除く) | 休業・時間短縮要請対象外施設で 自主的に休業・時間短縮を 行った施設 |
|--|-----------------------------|---|
| これまでの対象事業者 ※開業予定で店舗を賃借していたが、コロナ禍により感染拡大防止の観点から未開業の店舗 | | 新たな対象事業者 医療施設、生活必需物資販売、食事提供(宅配・テイクアウト)、宿泊施設、理髪店、美容室、衣料品店等 |

※休業・時短営業していない、県外に本社がある事業者は対象外。

受付期間 6月30日まで→**7月31日まで**

問い合わせ先 熊本市緊急家賃支援金相談窓口

☎0570-096-700
(午前9時～午後5時)



詳しくは、市ホームページへ。

(経済政策課 ☎096-328-2375)

特別定額給付金の申請をお忘れなく!

家計への支援を目的として、本市にお住まいの方1人につき10万円を給付します。

申請期限 8月17日まで

〈申請の注意点〉

- ・郵送された用紙で申請してください。
 - ・本人確認書類や金融機関口座の写しを忘れずに添付してください。
 - ・添付書類や記載内容に不備があった場合、給付が遅れます。
 - ・オンライン申請をした方は、郵送申請は不要です。
- 詳しくは、市ホームページかコールセンターへ。

**特別定額給付金
コールセンター ☎0570-096-456**



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口は設けていません。

特別定額給付金詐欺にご注意!

特別定額給付金を狙った詐欺と思われる事案が市内で発生しています。ご注意ください。

事案

金額が5万円に書き換えられた申請書が届いた。後日、市の職員を名乗る女性が、書類が届いているか確認しに家まで来た。

市の職員が直接訪問したり、銀行の口座番号を聞くことはありません。不審な電話や郵便、訪問があった場合は下記へ連絡ください。

特別定額給付金詐欺に関する相談窓口

- ・特別定額給付金コールセンター ☎0570-096-456
- ・消費者ホットライン ☎0120-213-188もしくは☎188
- ・最寄りの警察署

各種税金の猶予申請を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、1年間、納税の猶予の特例を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞税(金)もかかりません。提出書類など詳しくは、問い合わせください。

猶予要件

以下の全ての要件を満たす方

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年(2020年)2月1日以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること
- ・一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

対象

令和2年(2020年)2月1日～令和3年(2021年)1月31日に納期限が到来するほぼすべての税目

※申請書や申請先は右記にお問い合わせください。

問い合わせ先

【国税】 国税局猶予相談センター(☎0120-948-540)

熊本西税務署(☎096-355-1181)

熊本東税務署(☎096-369-5566)

※自動音声案内に従い「4」を選択してください

【県税】 熊本県 税務課(☎096-333-2099)

【市税】 納税課(☎096-328-2204)

↓国税庁ホームページ

↓熊本県ホームページ

↓市ホームページ



(納税課 ☎096-328-2204)

各種医療費の償還申請期間を延長します

新型コロナウイルスの影響により、償還(払い戻し)申請を行うことが著しく困難だった方については、**10月30日まで申請期間を延長**します。

対象医療費

- ①子ども医療費
- ②ひとり親家庭等医療費
- ③重度心身障がい者(児)医療費

対象者 平成31年(2019年)2月～9月に受診し、申請が済んでいない受給資格者。

必要書類など詳しくは、お住まいの区の①②は保健子ども課、③は福祉課へ。

※問い合わせは16～18ページの「区からのお知らせ」の各区コーナー左上に記載の電話番号(区役所代表電話)から。

子ども医療費



ひとり親家庭等
医療費



重度心身
障がい者(児)
医療費



(子ども支援課 ☎096-328-2158) (障がい保健福祉課 ☎096-328-2519)

傷病手当金を支給します

新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために仕事ができなかった期間で**一定の要件を満たした場合、傷病手当金を支給**します。申請には**事業主等の証明が必要**です。

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①給与の支払いを受けている国民健康保険の被保険者である
- ②新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために仕事ができなかった
- ③3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から9月30日までの間に属すること(3日連続して休んだ日には、公休日・有休日を含む)
- ④給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

申込方法など詳しくは、市ホームページまたは電話でこくほ・こうきコールセンター(☎096-326-5900)へ。



(国保年金課 ☎096-328-2290)